

消防員装具の呼吸具に備える訓練用予備シリンダの数量に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 R 編

改正事項

消防員装具の呼吸具に備える訓練用予備シリンダの数量に関する事項

改正理由

SOLAS 条約第 II-2 章第 15.2.2.6 規則においては、消防員装具に関して、訓練により使用された呼吸具のシリンダを再充填する装置又はその代替手段として適切な数の予備シリンダを船上に備える旨規定されており、既に本会規則に取り入れられている。

当該規定に関し、IACS において、予備シリンダの最低数量を明確にすべく審議を行った。その結果、IACS は、SOLAS 条約第 II-2 章で要求される各消防員装具の呼吸具につき最低 1 組の予備シリンダを備える旨の統一解釈 SC275 を 2016 年 1 月に採択した。

2016 年 3 月に開催された IMO 第 3 回船舶設備小委員会 (SSE3) において、本 IACS 統一解釈が審議され、同解釈に、本船上の安全管理システムにてシリンダの設置が追加で定められる場合はそれに従う旨を追記した IMO 統一解釈案が作成され、同年 11 月に開催された IMO 第 97 回海上安全委員会 (MSC97) において、MSC サーキュラーとして承認された。

このため、承認された MSC サーキュラーに基づき、関連規定を改めた。

改正内容

訓練に使用される呼吸具の予備シリンダは、鋼船規則 R 編で要求される各消防員装具の呼吸具につき少なくとも 1 組備える旨規定した。

改正条項

鋼船規則検査要領 R 編 R15.2.3